

小松市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による平成29年度財政援助団体等監査を、都市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年10月17日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 杉 林 憲 治

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

- ①団体名 公益社団法人小松市シルバー人材センター
- ②指定管理施設 小松市高齢者生産活動センター
- ③所管課 予防先進部長寿介護課

(2) 選定理由

小松市シルバー人材センター運営補助金については、金額的重要性があることから、今年度の監査対象とした。小松市高齢者生産活動センターは、小松市シルバー人材センターが指定管理受託者であり、併せて監査対象とした。なお、財政援助団体監査として、平成25年度にも実施している。

2 監査の種別 財政援助団体等監査及び公の施設の指定管理者監査

3 監査実施日 平成29年9月25日

4 監査実施場所 小松市高齢者生産活動センター

5 監査の範囲 平成28年度補助金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況及び「小松市高齢者生産活動センター」管理委託にかかる出納その他の事務の執行状況

6 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 杉林 憲治

7 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が運営補助及び管理委託に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備調査を行った。

監査当日は小松市高齢者生産活動センターにおいて、小松市シルバー人材センター理事長及び関係職員並びに所管課である予防先進部長ほか長寿介護課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士 南 一栄氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

8 重要リスク及び監査の着眼点

今回の監査における重要リスク及び監査の着眼点は次のとおりである。

財政援助団体等監査

重要リスク	監査の着眼点
所管課との連携が十分になされていないリスク	ア 補助金,交付金,負担金,貸付金,その他の財政的援助(以下「補助金等」という。)の決定は法令等に適合しているか。

	<p>イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。</p> <p>ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。</p> <p>エ 精算報告書の内容は十分に確認が行われているか。</p> <p>オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。</p> <p>カ 事業実績報告等から、補助金の効果を検証しているか。</p>
補助金の交付目的の達成に向けた適切な事業運営がなされていないリスク	<p>ア 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。</p> <p>イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。</p> <p>ウ 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。</p> <p>エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。</p> <p>オ 補助金等の執行に関し、内部統制は有効に機能しているか。</p> <p>カ 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。</p>

指定管理者監査

重要リスク	監査の着眼点
所管課や関係機関等との連携が十分になされていないリスク	<p>ア 本市と指定管理者との協定等の内容は適正なものか。</p> <p>イ 所管課は、団体と定期的な調整会議を行い、課題の解決に向けて具体的な取り組みを行っているか。</p> <p>ウ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。その負担区分は合理的か。</p>
施設の設置目的の達成に向けた適切な事業運営がなされていないリスク	<p>ア 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。</p> <p>イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。</p>

9 監査対象団体の概要と事業内容

(1) 名称

公益社団法人 小松市シルバー人材センター

(2) 設立目的

高齢者の就業の機会を確保し、多様な社会参加活動を援助して、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された。

(3) 組織

役員は、理事 15 名(うち理事長1名、専務理事1名、理事 13 名)、監事2名となっている。

(4) 事業内容

ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

- イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業を行うこと。
- ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- エ 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- オ 高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- カ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

10 管理委託施設の概要

- (1) 設置根拠 小松市高齢者生産活動センター設置条例
- (2) 所在地 小松市正蓮寺町セイ谷 10 番地
- (3) 利用期間 4月1日から3月 31 日まで
- (4) 目的

高齢者の技術、知識を生かした生産活動を通じて、高齢者の社会的活動への参加を促進し、就業機会を増大させ、その生きがいを高めることを目的として設置。

(5) 事業内容

- ア 高齢者の就業機会を増大させる生産活動を行うこと。
- イ 高齢者の生産クラブ活動、生産技術指導及び保健指導を行うこと。
- ウ 高齢者の研修会、講習会等を開催すること。
- エ その他、設置目的達成のために必要な事業を行うこと。

11 補助金等

団体に支払われている補助金等は以下のとおりであった。

(単位:千円)

補助金等の名称	金額
小松市シルバー人材センター運営事業補助金	18,411
高齢者生産活動センター管理運営委託料	1,710

12 監査の結果

監査を実施した範囲において、事務処理や経理状況ともおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項が見られた。

細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。